

神戸市個人情報保護審議会 第5回 制度審議会

議 事 録

- 1 日 時 平成15年11月27日(木) 午後5時30分～
- 2 場 所 神戸市役所1号館 23階 A 2会議室
- 3 出席者
 - ・神戸市個人情報保護審議会 制度審議会委員(50音順・敬称略)
大山 節子、西村 裕三、松浦 克彦、三原 敦子、山下 淳
 - ・事務局
市民参画推進局次長 玉田 敏郎、市民参画推進局参事 杉本 和夫 他
- 4 議 題 利用停止請求権、罰則
- 5 会議資料 別紙のとおり
- 6 傍聴者 1名

事務局からこれまでの審議内容についての説明を行った。

<資料5 - 2で説明。>

1. 限度を超え目的外利用・提供した場合の「利用停止」「提供停止」の請求権

- ・私個人としては、現行条例で削除請求できることになっていて、それを緩和するような形の修正をする必要はないかと思う。収集の場合以外の目的外の利用、提供に関する制限に違反した場合についても、請求権を認めるのが今回の議論だと思う。

個人情報目的外の利用があった場合には、提供するなということで足りる。

目的外の利用提供に関する制限に違反した場合に例外を認めなければいけない場合というのが、本当にあるのか。目的内に使用している情報自体は残っており、それをさらに目的外に使えるように条例上の手続きをとるか、改めて収集するかということになるのではないか。

収集の場合と目的外の利用提供の場合について、状況が違って来る気がする。例外の取り扱いについても違って来るだろう。

- ・法律の方は白地に書いているので一本で書けるが、市の条例の場合には、収集の側面と目的外利用、提供の場合と、同じ要件にする必要はないし、別々に書いても構わない。それぞれの場合にどういう請求権を認め、どういう例外を想定するかの区別をした方がいいだろうと思う。

前回どういう風に整理したか記憶は定かではないが、現行条例では収集の場合には、削除だが、法律に準じて対応すると、収集が適正に行われなかった場合は、削除又は利用停止という形になるということだろう。

- ・目的外利用者には、削除と利用停止ということになるのか。

事務局 国に準じた形でと考えてはいるが。

- ・そういう意味では、収集が適正に行われなかった場合に削除する現行条例を少し緩和する形になるのか。

事務局 それが緩和なのかどうか。

- ・削除しないで利用停止にとどめるわけだから、現行より弾力的な対応を可能にするのではないか。

事務局 軽微な違法の場合は、利用停止もあり得るのではないかと考えている。後で当審議会でも追完していただく、あるいはもう一度諮問するという形がとれるのではないか。

- ・確認したいのだが、現行条例の削除請求と利用停止請求の規定を一つにまとめて、新たな条例を設ける改正を考えているのか。

- ・軽微な違法の場合はあるかもしれないが、現行条例の趣旨を踏まえるとすれば、収集の違法がある場合に、容易に利用停止その他というのは行うべきではない。条文として、うまく書けるのかという気はするが、違法な収集の場合は原則削除だろう。目的外利用、提供の場合には、削除が本当にあり得るのか。違法な収集の場合、目的外利用、提供の違法があった場合にどういう対応をとるのかというのは、少し整理をして条例に書くべきではないか。中間とりまとめとして、違法収集の場合には削除が原則だと、きっちりまとめのところで書いておくべきではないか。

- ・現行条例を前提として、規制を目的外利用、提供まで広げるという趣旨からすると、単に法律の利用停止請求権を写すだけではいけないだろう。

条文の作り方としては工夫がいること、制度審議会の中間とりまとめとして、答申にまとめるときに検討事項として収集に違法があった場合には削除が原則だという趣旨のことを、審議会としては書いておくべきではないか。

- ・違法な収集があった場合に、削除すべきであるとするか、原則として削除すべきであるとするか。違法な収集があった場合に、利用停止ぐらいでいいのかという気がする。収集が適正に行われなかった場合に利用停止請求ができるとした方がいいのか、それとも現行条例のように削除とした方がいいのか、条例としてはどちらが原則かということは書いておく方がいいのではないかという気がする。

事務局 法律では必要な限度でとなっているだけで、事務の性質において削除する場合もあり得るし、利用停止という場合もあり得るという発言を委員からいただいたと思う。

- ・確かに同じ趣旨の発言を頂いたと思う。
- ・個人的な意見としては、削除すると現行条例で書いてあり、それを維持すべきだ。削除又は利用停止と書くのはどうか。
- ・目的外利用の場合は削除できるというのは、目的内利用ができなくなっても構わないという発想だ。削除なのか利用停止なのか、実施機関の裁量的な判断になるというのが、よくわからない。

事務局 削除だけだとすると、仮に軽微な瑕疵がある場合でも削除ということになってしまうが。

- ・現行の削除に利用停止も設けるべきだということか。

事務局 法律も必要な範囲内となっており、府県もそのようになっているので、また府県で定めるような義務の例外規定も設けないとすると、ごく例外的に緊急避難的な一時停止が必要な場合もありうると思う。一時停止をしても、そのまま使うわけではない。再度もう一度収集しなおすことに難しい場合があるなどには、軽微な瑕疵を追完し、適法とすることで対応できるのではないかと思う。必要な限度でという国の規定もある。確かに原則は削除と思うが、特殊・例外的な場合には一時停止もありうると思う。

- ・中間とりまとめとしては、削除の問題はおいて置いて、新たに利用停止請求権を設けるということ、中間とりまとめという形としたい。削除請求権との関係については、最終とりまとめの時に確認するというところでよろしいか。
- ・パブリックコメントをするのであれば、結論自体は最終とりまとめのところでよいのだが、収集が適正に行われなかった場合に利用停止請求ができるとした方がいいのか、それとも現行条例のように削除とした方がいいのか、条例としてはどちらが原則なのかという議論があり、論点になっているということは項目として挙げておかないとパブリックコメントをした意味がなくなるのではないか。
- ・そのような議論があったということがわかるような形でまとめたいと思う。

2. 利用停止義務、提供停止義務の例外

- ・一般論として例外規定がない方が個人情報保護に手厚いと思うが、現実に行政機関の業務に大変な支障があるのであれば、例外規定を設ける必要があると思う。
- ・実際、なぜ、この規定を入れたのかわからないが、もっと違う意味があるのではないかという気はする。

ただ、市民側からいえば、例外規定を作らない方が望ましい。例外規定を設けない方がよりわかりやすいと思う。

- ・ 例外的な場合なので、具体的な例を考えるのは難しいと思うが、市民の立場からすると、例外は設けない方がいいのではないかと思う。

抽象論で議論していくしかないのであれば、これは市の問題で、例外規定がなくてもいいのか、例外規定がないと心配なのか、むしろ市の方で考えることではなのかという気がする。

- ・ 例外を設ける必要がないと思う。
- ・ 例外規定がない方が市民としてはよいと思うが、行政の機関が、事務の性質上、事務の適正な遂行に著しい支障がある場合あるいは、非常に費用がかかる場合にも、全部受け入れないといけないのか。確かに個人情報だから、個人にとって大きな被害を生じてしまうことがあれば、例外規定はない方がよいと思うが、そうでなければ、事務の簡素化とか、小さな政府を目指す方向の中では、例外規定を設けてもよいのではないかという感じはする。
- ・ 具体的に事務に支障があるという場合が想定しづらいが、そのようなことがありそうなら残した方がいいと思う。しかし、具体的な例というのが思い浮かばないのならば、設ける必要はないのではないか。

事務局 行政の問題でもあり、このあたりは必要がないと考えており、私どもに委ねていただけないか。

- ・ あらかじめこういうケースが想定できるということで例外規定を設けるとすれば、考えようによっては非常に怖い話である。

コストの問題もあるが、コストと個人情報のどちらにプライオリティーをつけるかといえば、いくらコストがかかって個人情報を守らなければいけないのではないかなと思う。原則として、条例には例外は作らない方が市民側からいえばわかりやすい。

- ・ 現行条例の削除請求については何も例外規定がない。今回の改正では、適正な処理が行われなかった場合、削除請求だけではなく目的外利用、提供に関しても、従来のは是正申出の制度に代えて利用停止の制度を請求権として保障する。この目的外利用、提供の場合に、利用停止請求を認めると事務遂行に著しい支障がある場合が考えられるかどうかということなのだが、こういう事例があまり想定できない。是正の申出の制度では行政裁量が非常に広がったが、今回、権利として保障されることになれば、行政裁量は狭まるが、そういう点も考慮した上で、例外を想定した規定を設けるべきかどうかだが、例外を設けなくてもいいということでまとめておいてよいか。

全員 結構だ。

3. 利用停止請求、提供停止請求の要件

- ・ 条例の削除請求権では、決定があれば、開示を前提としない。これまでの取り扱いで問題がなかったのであれば、利用停止請求についても決定前置の方が権利行使の機会が広くなり望ましい。
- ・ 開示決定を前提とするのではなく、何らかの決定があれば利用停止ができる決定前置の制度を設けることでよいか。

全員 結構だ。

- ・決定前置で利用停止請求権が行使できる形にしたいと思う。

4. 決定期限、決定期限の特例

- ・利用停止を行うかどうかの決定に期限をつけるべきかどうかだが、法律では、原則30日、例外としてプラス30日、更に特例として、利用停止決定等に長期間を要すると認められる場合、相当期間内に利用停止決定等を行えば足りるという規定が設けられている。

これに対して現行条例は、30日、プラス15日ということで最大45日という期限はあるが、更に特例として、相当の期間を設ける規定はない。それに特例を設けるのかどうか。

- ・現行の法律では訂正と利用停止の請求は手続きが同じであり、条例の方も24条は訂正の請求と削除の請求をあわせて作っているから、そういう意味では、利用停止を行うか行わないかの決定の期限の特例という話は、利用停止の場合だけではなく削除の場合も含めて、セットで議論することになるのか。

事務局 全部同じだと思う。

- ・現行条例では最大45日。法は60日で法の方が長い、更に相当の期間ということで特例を設けている。現行条例においても45日、プラス相当の期間という特例を設けるべきかどうか。
- ・開示決定の方はどうか。

つまり、国の場合は30日、プラス30日、開示決定も同じだ。ただ、情報公開条例の公開請求は15日、30日延長で、更に30日延長となっている。そういう意味で、情報公開条例と個人情報保護条例は、処理期間についてバランスをとって仕組みを作っていると理解していた。

事務局 市の情報公開条例の場合は、期限の特例は大量請求ということで、原則15日、プラス30日それに再延長30日で合計75日の期限を設けていたが、個人情報の場合は15日、プラス30日となっている。

- ・個人情報の行政機関法は大量請求に対する特例がある。30日、プラス30日を原則として、開示請求、訂正請求、利用停止請求が作っており、それに特例を設ける仕組みで対応している。

現行個人情報保護条例は、開示請求は15日、プラス30日で、削除請求の方は30日、プラス15日という仕組みを作っている。

市の情報公開条例の公開請求は15日、プラス30日、プラス30日の特例という仕組みをとっている。

事務局 市の情報公開条例では相当の期間内という特例は設けていない。

- ・公開請求の場合も開示請求の場合も大量請求を前提とした特例だ。

バランスの問題で、利用停止を行うか否かの決定を30日、プラス30日、プラス特例とするのであれば、訂正請求の方もそれにあわすのか。あるいは、開示請求の方もそれにあわしていくのか。

事務局 開示は開示で、今後、議論していただきたいと考えている。

現行では、削除請求権は30日、プラス15日になっており、基本的にこれにあわすべきだと考えている。

- ・神戸市の情報公開、個人情報保護は45日の区切りで仕組みを作っているが、法律は30日、プラス30日の60日を区切として手続の仕組みを作っている。

45日という区切りを維持しておいた方がいいのか、全体のバランスをどう考えるかが気になっている。

事務局 基本的には、これまで30日、プラス15日の45日でやってきており、現行どおりで対応できるのではないかと考えている。

- ・必ずしも法律と同じではなくて、現行条例と同じように30日、プラス15日の45日というのを期限として、更に相当な期間を設けるべきかがポイントだが。
- ・神戸市の情報公開条例の14条を見ると、45日以内に事務の遂行に支障がある場合には、更に30日再延長できると書いてある。

個人情報保護条例に基づく開示請求でも、こういう特例があるのかどうか話が話として出てくるのではないか。

- ・情報公開条例とのバランス、整合性を考慮しなくていいのかということか。
- ・国も情報公開法と個人情報保護法は30日、プラス30日で処理をしているから、手続きの面としては、処理日数はバランスをとっている。従って、そのバランスをどうするかということだけが気になっている。

この45日の期限を変更しないなら、それで結構だと思う。

- ・期限として45日があり、さらに30日再延長できるのが情報公開条例だ。そういう再延長は、現行の個人情報保護条例にはない。情報公開条例とのバランスで、期限を切った形で設けるのか、相当の期間という形で設けるのか。

事務局 繰り返しになるが、現行条例は開示の応答期限として当初30日、追加として15日、合計45日なので、現行規定で対応できると考えている。

- ・相当の期間は設ける必要がないのではないかとということか。
- ・情報公開条例で想定されているのは、請求が非常に多い場合で、そういう場合の緊急避難的なことだったと思う。だから、これとは少し違うと思う。

だから、45日で同じにすることでバランスがとれるのなら、それで構わないと思う。

- ・個人情報の行政機関法の開示請求も、期限の特例が想定しているのは大量請求の場合になる。個人情報の行政機関法20条も、著しく大量であるためと、情報公開法とバランスをとっている。情報公開条例の改正の議論をしたときも、確か想定していたのは大量請求の場合だったと思う。しかし、個人情報の行政機関法41条は必ずしも大量請求の場合に特定はしていない。個人情報の行政機関法41条の利用停止決定の期限の特例にいう、特に長期間を要するのがどんな場合なのかが私にはわからない。先ほど議論になった利用停止において、例外的な処理をすべきなのか否かの考慮に時間がかかるということなのか、大量請求の場合もありうるという気もする。どういう場合を想定しての特例なのかがよくわからない。必要かどうかといわれても、一体どんな場合を想定したらいいのかかわからないので、どういう議論をしたらいいのか。

事務局 相当期間内という文言は、情報公開条例の改正の時には設けなかった。

情報公開法には相当の期間内にと明記されていたが、神戸市の情報公開条例の改正の

時には、具体的にそういうケースがあり得るのかどうかということ考えた際、あり得ないのではないかとすることで不明確な規定は盛り込まないことにした。今回の個人情報保護条例の方でもその考え方をとり、法には相当の期間内という表現があるけれども、情報公開条例とバランスをとり、相当期間内という表現は入れない方がよいのではないか。

- ・その場合、情報公開条例のいう再延長の30日は必要なのか。

事務局 現行条例で30日と15日、合計45日で行っているのですが、これが仮に15日延びたとしても大勢に影響ないと思う。

現行の個人情報保護条例では、30日、プラス15日の、合計45日を過ぎても行政が決定しないときは、非開示の決定があったものとみなすとなっており、この規定が、現行条例では削除請求についても適用されている。

- ・問題は訂正できる削除請求は情報公開条例では想定しておらず、そういう意味では期限の特例があるのかどうかというのはよくわからない。

ただ、現行の訂正請求、削除請求が特例を置かないで対応しているのであれば、あえて特例を置くような改正も必要ないのかなという印象は持っている。

どうした場合を想定するのがもう一つよくわからないので、あえて期限について現行条例を変える必要はないと思う。

- ・相当の期間は設けないということでまとめさせていただく。

5. 是正の申出

- ・是正の申出を現行条例でそのまま残したら、是正と訂正では、どう違うのか。

事務局 現在の条例からすれば、是正の申出は請求権ではなく事実上のものであり、是正の申出があれば不服申立審査部に諮問し、それに対して答申をいただく。それを受けて実施機関の決定があるが、この決定については法的には事実上のものなので取消訴訟はできない。

- ・市民感覚でいえば利用停止請求権を設定しておく方がわかりやすい。

わかりやすいことが一番大切だ。

- ・利用停止請求をして認められなかった時に、もう一回、是正の申出ができるのがメリットだ。
- ・利用停止請求と是正の申出とを両方置く場合、交通整理をどうするかが難しい。ただ、是正の申出の方が審議会に諮るという特色はあるが、現行の苦情処理制度で対応できると考えるかどうかだろうと思う。
- ・前回、是正の申出制度を残してもいいのではないかという意見も出た。
- ・是正の申出をなくしても現行の苦情処理制度で対応できるのであれば、請求権として条例を整備しておいた方が不服申立もでき、よいのではないかと思う。
- ・是正の申出と利用停止請求を並列させると非常に手続きが難解になるのではないか。是正の申出ができない場合でも、利用停止請求権があると二度手間になる。請求権が認められて不服申立もできるので、是正の申出はなくして通常の苦情処理を補完的に使えばよいと思う。
- ・この点について、現行の是正の申出制度は廃止して、利用停止請求権に一本化するとい

う形に集約させていただく。

6. 罰則、パブリックコメント

事務局 制度審議部会の考え方ということで、市の職員あるいは受託事業の従事者について、行政機関法に準じた罰則を設けることが妥当であるという報告を全体会議でいただいた。

- ・罰則については法律に準じた形で、罰則を設けることが妥当であるという結論になっている。議論は重ねたが個別の形ではまとめてこなかったが、我々の議論で出た主な意見も、パブリックコメントの時に情報として提供した方がいいのか。

事務局 制度審議部会としてパブリックコメントを行うことになり、どの程度意見をいれただけか検討いただけたらと思う。

- ・我々がここで議論したことを、どの程度そのまま情報提供して、判断材料として提供すべきなのかどうかだ。

結論としては、法律に準じた罰則規定を設けることが妥当であるということであるが、結論にいたるまでに出た意見は、別に情報として提供しなくてもいいのか。

事務局 これまでの制度審議部会の審議資料は、市政情報室に置いている。神戸市のホームページの個人情報保護審議会のホームページで、審議資料、議事録の要約を閲覧できるようにしている。

- ・それなら、結論は一行でいいのではないか。

事務局 パブリックコメントの書類に全部盛り込むわけにはいかないのが、神戸市のホームページの制度審議部会のところに審議資料、議事録の要約が入っているというアナウンスをすればいいのではないか。

- ・パブリックコメントを行う際の、文章表現等については、制度審議部会長と事務局とで取りまとめたが、一任していただけるか。

全員 結構だ。

- ・作った文書を委員にご確認いただく必要はないか。

事務局 確認いただけたらと思う。

- ・持ち回りで、資料を見て確認していただくことでよいか。罰則と利用停止請求権について意見をまとめる形でパブリックコメントを実施したいと思う。スケジュール的にはどうなるか。

事務局 パブリックコメントに20日間程度いると思う。とりあえず、本日の方向づけをまとめていただいてから順次進めていくことになるのではないか。

あと、市民の方からパブリックコメントで寄せられた意見に対して、審議会としてのお考えを書いていただき、それで全体審議会に報告いただくというようなスケジュールになるのではないか。